総合型地域スポーツクラブに関する各規程（対比表）

1　静岡県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会基本規程

都道府県協議会	静岡県協議会
第１章 総則 （総則） 第１条　本規程は、公益●●法人●●（県）（体育・スポーツ）協会（以下「本会」という。）定款第●条の規定に基づいて設置された●●（県）総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「（県）協議会」という。）に関する基本原則を定める。 ２　県協議会は、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会規程に定める団体として、総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）を構成するものとする。	第１章　総則 （総則） 第１条　本規程は、公益財団法人静岡県スポーツ協会（以下「県協会」という。）定款第４条の事業を推進するために、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）の登録・認証制度を運用するとともに、本県のスポーツ推進に寄与する地域のスポーツクラブの連携を図ることを目的に設置する静岡県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）に関する基本原則を定める。 ２　県協議会は、県協会に設置する。 ３　県協議会は、総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）を構成するものとする。
第２条　県協議会は、「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」を基本理念とする総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）が参集し、基本理念を体現する取組を行うことを通じて「スポーツ宣言日本」が表明するスポーツが果たすべき使命の達成に貢献することにより、総合型クラブが公益性の高く持続可能な「社会的な仕組み」として地域社会に定着することを目的とする。	（基本理念及び目的） 第２条　県協議会は、世代間や地域の交流、多様なスポーツ活動を行う場を創出する総合型クラブ及び地域スポーツクラブ（以下「地域クラブ」という。）が参集し、国の「スポーツ基本計画」及び「静岡県スポーツ推進計画」に基づき、スポーツを核として地域の活性化等に寄与できるよう、総合型クラブ及び地域クラブが市町のスポーツの拠点として継続的、安定的に運営できる環境を整備することを目的とする。
（組織構成） 第３条　県協議会は、前条に定める基本理念及び目的に賛同し、本規程及びこれに付随する規程等を遵守する県内の総合型クラブを代表する組織体とする。 ２．県協議会は、本会定款第●条第●号に定める加盟市区町村体育協会等が設置した市区町村総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「市区町村協議会」という。）をもって構成する。	（組織構成） 第３条　県協議会は、前条に定める基本理念及び目的に賛同し、本規程及びこれに付随する規程等を遵守する県内の総合型クラブを代表する組織体とする。 ２　県協議会は、総合型クラブ、地域クラブ及び本協会の関係スポーツ団体をもって構成する。
第２章 事業 （事業） 第４条　県協議会は、第 2 条に定める基本理念及び目的を達成するために、次の事業を行う。 （1）総合型クラブの情報交換と交流 （2）総合型クラブの活動支援 （3）総合型クラブの財源確保に対する支援 （4）総合型クラブの社会的認知の向上と広報活動	第２章 事業 （事業） 第４条　県協議会は、第２条に定める基本理念及び目的を達成するために、次の事業を行う。 （1）総合型クラブ・地域クラブの交流と情報共有 （2）総合型クラブ・地域クラブの活動支援 （3）総合型クラブ・地域クラブの人材養成に対する支援 （4）総合型クラブ・地域クラブの普及啓発及び広報活動

（5）総合型クラブ育成に関する調査研究 （6）総合型クラブの顕彰に関する研究 （7）市区町村協議会並びに本会加盟団体等との連携 （8）そのほか目的達成に必要な事業	（5）総合型クラブ・地域クラブに関する各種調査研究 （6）市町体育・スポーツ協会、競技団体等スポーツ関係団体等との連携 （7）総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の運用 （8）そのほか目的達成に必要な事業
第３章 登録 （登録） 第５条　県協議会への加入は、登録をもって行う。 ２．登録に関しては、別に定める。	第３章 会員 （会員） 第５条　本協議会の会員は、あらかじめ定められた登録基準を具備していると、全国協議会に登録を認められた総合型クラブ（以下「登録クラブ」という。）及び総会で承認された地域スポーツクラブとする。 ２　登録に関しては、別に定める。 ３　登録クラブは、全国協議会及び県協議会に加入するものとする。 ４　地域スポーツクラブの承認に関しては別に定める。
第４章 役員 （種類及び定数） 第６条　県協議会に、次の役員を置く。 （1）幹事長　1名 （2）副幹事長　3名以内 （3）常任幹事 ●名以上●名以内 （4）委 員 ●名以内	第４章 役員 （種類及び定数） 第６条　県協議会に、次の役員を置く。 （1）幹 事 長　　1名 （2）副幹事長　　3名以内 （3）常任幹事　　2名以内 （4）委　　員 １０名以内
（代表委員の選出） 第７条（委員の選出）　委員は、第５条に基づき登録したクラブ（以下「登録クラブ」という。）が、その役員の中から１名を選出する。	（委員の選出） 第７条　委員は、次のとおり選出する。 （1）登録クラブのうち、県東部・中部・西部の各地区から代表して選出された委員。 （2）県協会理事の中から選出された委員。 （3）静岡県スポーツ推進所管課、県協会の生涯スポーツ委員会及びスポーツ少年団本部から代表して選出された委員。
（幹事長の委嘱及び職務） 第８条　幹事長は、総会でこれを推挙し、本会理事会の承認を得て、本会会長が委嘱する。 ２．幹事長は、県協議会を代表し、業務を統括する。	（幹事長の選定及び職務） 第８条　幹事長は、県協会の専務理事がこれに当たる。 ２　幹事長は、県協議会を代表し、業務を統括する。
（副幹事長の委嘱及び職務） 第９条　副幹事長は、総会でこれを推挙し、本会理事会の承認を得て、本会会長が委嘱する。 ２．副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は欠けたときは、幹事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行し、又はその職務を行う。	（副幹事長の委嘱及び職務） 第９条　副幹事長は、総会でこれを推挙し、幹事長が委嘱する。 ２　副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は欠けたときは、幹事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行し、又はその職務を行う。

（常任幹事の委嘱） 第１０条　常任幹事は、総会において、委員の中から、本会加盟団体規程に定める地域区分ごとに１名を選出し、幹事長が委嘱する。 ２．前項のほか、幹事長は総会に諮って本会理事及び学識経験者から、●名以内の常任幹事を委嘱することができる。	（常任幹事の委嘱） 第10条　常任幹事は、委員の中から総会で推挙し、幹事長が委嘱する。
（任期） 第１１条　役員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する本会定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。 ２．役員に欠員を生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、補充役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期は他の役員の残任期間とする。 ３．役員は、任期が満了しても、後任者が就任するまでなおその職務を行う。	（任期） 第11条　役員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する県協会定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、原則として３期を超える再任はできないものとする。 ２　役員に欠員を生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、補充役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期は他の役員の残任期間とする。 ３　役員は、任期が満了しても、後任者が就任するまでなおその職務を行う。
（定年制） 第１２条　幹事長及び副幹事長は、選任時において、その年齢が 70 歳未満でなければならない。	
（解任） 第１３条　常任幹事及び委員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議によって解任することができる。 （1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 （2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。	（解任） 第12条　常任幹事及び委員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議によって解任することができる。 （1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 （2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。
第５章 総会 （構成） 第１４条　総会は、第６条に定める役員をもって構成する。	第５章 総会 （構成） 第13条　総会は、第６条に定める役員をもって構成する。
（権限） 第１５条　総会は、次の事項について決議する。 （1）幹事長及び副幹事長の推挙 （2）常任幹事の選出及び解任 （3）委員の解任 （4）事業計画、予算、事業報告、決算、その他県協議会の活動に関する重要事項で幹事長の付議した事項	（権限） 第14条　総会は、次の事項について決議する。 （1）副幹事長及び常任幹事の推挙及び解任 （2）委員の解任 （3）規程の制定、変更及び廃止 （4）事業計画、予算、事業報告、決算 （5）その他県協議会の活動に関する重要事項で幹事長の付議した事項
（開催） 第１６条　総会は、毎年 1 回開催する。	（開催） 第15条　総会は、毎年１回開催する。

（招集） 第１７条　総会は、幹事長がこれを招集し、その議長となる。 ２．前項のほか常任幹事会が必要と認めたとき、又は委員の３分の１以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、幹事長は 2 週間以内に臨時の総会を招集しなければならない。	（招集） 第16条　総会は、幹事長がこれを招集し、その議長となる。 ２　前項のほか常任幹事会が必要と認めたとき、又は委員の３分の１以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、幹事長は２週間以内に臨時の総会を招集しなければならない。
（出席） 第１８条　総会は、構成員の２分の１以上が出席しなければ開会することができない。ただし、同一事項について再度招集したときはこの限りではない。 ２．構成員が総会に出席できないときは、議決権を他の構成員又は当該構成員が所属する登録クラブの役員に委任することができる。この場合、当該構成員は総会に出席したものとみなす。	（出席） 第17条　総会は、構成員の２分の１以上が出席しなければ開会することができない。ただし、同一事項について再度招集したときはこの限りではない。 ２　構成員が総会に出席できないときは、議決権を他の構成員に委任することができる。この場合、当該構成員は総会に出席したものとみなす。
（決議） 第１９条　総会の決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決するところによる。 ２．前項の規定にかかわらず、常任幹事及び委員の解任を決議する際には、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。 ３．総会の決議を要する事項のうち、緊急を要する事項については、議案に対する総会構成員の過半数の書面、又は電磁的記録の同意をもって総会の賛成決議に代えることができる。	（決議） 第18条　総会の決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決するところによる。 ２　前項の規定にかかわらず、副幹事長、常任幹事及び委員の解任を決議する際には、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。 ３　総会の決議を要する事項のうち、緊急を要する事項については、議案に対する総会構成員の過半数の書面、又は電磁的記録の同意をもって総会の賛成決議に代えることができる。
第６章常任幹事会 （構成） 第２０条　常任幹事会は、第６条に定める幹事長、副幹事長及び常任幹事をもって構成する。	第６章 常任幹事会 （構成） 第 19 条　常任幹事会は、第６条に定める幹事長、副幹事長及び常任幹事をもって構成する。
（権限） 第２１条　常任幹事会は、次の事項について決議する。 （１）県協議会の業務執行の決定 （２）常任幹事の職務執行の監督	（権限） 第20条　常任幹事会は、次の事項について決議する。 （１）県協議会の業務執行の決定 （２）常任幹事の職務執行の監督
（開催） 第２２条　必要に応じて常任幹事会を開催することができる。 ・常任幹事会は、年に●回開催する。	（開催） 第 21 条　必要に応じて常任幹事会を開催することができる。
（招集） 第２３条　常任幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。	（招集） 第 22 条　常任幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。

（出席） 第２４条　常任幹事会は、構成員の２分の１以上が出席しなければ開会することができない。 ２．構成員が常任幹事会に出席できないときは、議決権を他の構成員に委任することができる。この場合、当該構成員は常任幹事会に出席したものとみなす。	（出席） 第23条　常任幹事会は、構成員の２分の１以上が出席しなければ開会することができない。 ２　構成員が常任幹事会に出席できないときは、議決権を他の構成員に委任することができる。この場合、当該構成員は常任幹事会に出席したものとみなす。
（決議） 第２５条　常任幹事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決するところによる。	（決議） 第24条　常任幹事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決するところによる。
第７章 専門部会 （設置） 第２６条　県協議会は、常任幹事会の決議を経て専門部会を設けることができる。 ２．専門部会は、第４条の事業に関して調査研究を行い常任幹事会に意見を具申する。	＜条項なし＞ ＊常任幹事会で対応可能なため
（構成） 第２７条　専門部会は、それぞれ部会長及び若干名の部会員をもって構成する。 ２．専門部会の部会長及び部会員は、県協議会役員、県協議会の事業に関し、知識、経験及び熱意を有する者のうちから、常任幹事会の承認を経て幹事長が委嘱する。	
（任期） 第２８条　専門部会の部会長及び部会員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する本会定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。 ２．前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された部会員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による部会員の任期はほかの部会員の残任任期とする。	
（招集） 第２９条　専門部会は、それぞれの部会長が招集し、その議長となる。	
（細則） 第３０条　本規程によるもののほか、各専門部会について必要な事項は、常任幹事会が別に定める。	
第８章 会計 （会計） 第３１条　県協議会の予算は、各種補助金・助成金、寄付金及び登録料等をもって支弁し、本会の定款の定めるところにより処理する。	第７章 会計 （会計） 第25条　県協議会の予算は、各種補助金・助成金、寄付金及び会費等をもって支弁し、県協会の定款の定めるところにより処理する。

第９章 事務局 （事務局） 第３２条　県協議会の事務は、本会事務局において処理する。	第８章 事務局 （事務局） 第26条　県協議会の事務は、県協会事務局において処理する。
（事務局に関する規程） 第３３条　本規程に定めるもののほか、事務局の組織、運営及び事務処理に関する事項は、本会の定めるところによる。	（事務局に関する規程） 第27条　本規程に定めるもののほか、事務局の組織、運営及び事務処理に関する事項は、県協会の定めるところによる。
第１０章 改定 （改定） 第３４条　本規程は、常任幹事会及び総会において出席者の３分の２以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。	第９章 改定 （改定） 第28条　本規程は、総会において出席者の３分の２以上の同意による承認を受けて、変更することができる。

２　静岡県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録規程

都道府県協議会	静岡県協議会
（総則） 第１条　本規程は、基本規程第５条第２項に基づき、公益●●法人●●県体育・スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）の登録に関することについて定める。	（総則） 第１条　本規程は、基本規程第５条第２項に基づき、静岡県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）の登録に関することについて定める。
（目的） 第２条　登録は、基本規程第２条にのっとり、県協議会に加入することを目的として行うものとする。	（目的） 第２条　登録は、基本規程第２条にのっとり、県協議会に加入することを目的として行うものとする。
（登録申請） 第３条　登録は、県協議会が別に定める登録基準を具備したものをもって、県協議会を通じ、総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）へ各クラブ単位で申請する。	（登録申請） 第３条　登録は、各クラブ単位が別に定める登録基準を具備したものをもって、県協議会を通じ、総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）へ申請する。
（登録審査） 第４条　公益●●法人●●県体育・スポーツ協会（以下「本会」という。）は、前条に定める申請手続を行うための登録審査を実施する。 ２　登録審査については、別に定める。	（登録審査） 第４条　県協議会は、前条に定める申請手続を行うための登録審査を実施する。 ２　登録審査については、別に定める。
（登録認定） 第５条　県協議会は、前条に定める登録審査を経たクラブに対し、登録クラブとして認定を行う。 ２　登録認定については、別に定める。	（登録認定） 第５条　県協議会は、前条に定める登録審査を経たクラブに対し、登録クラブとして認定を行う。 ２　登録認定については、別に定める。
（有効期間） 第６条　登録の有効期間は、登録の決定を受けた日から、その年度末までとする。	（有効期間） 第６条　登録の有効期間は、当該年度の 11 月 1 日から 1 年間とする。
（登録更新審査） 第７条　登録は、年度ごとにこれを更新する。 ２　登録更新審査については別に定める。	（登録更新審査） 第７条　登録は、年度ごとにこれを更新する。 ２　登録更新審査については別に定める。
（権利） 第８条　登録クラブは、次の権利を有する。 （１）県協議会の組織単位としてその施策に関与すること。 （２）全国協議会、及び県協議会が主催する事業に参画すること。ただし、当該事業の要項等により制限がある場合は除く。 （３）全国協議会が制定する標章等を使用すること。ただし、使用する際に関する条件等は別に定める。	（権利） 第８条　登録クラブは、次の権利を有する。 （１）県協議会の組織単位としてその施策に関与すること。 （２）全国協議会及び県協議会が主催する事業に参画すること。ただし、当該事業の要項等により制限がある場合は除く。 （３）全国協議会が制定する標章等を使用すること。ただし、使用する際に関する条件等は別に定める。

（遵守事項） 第９条　登録クラブは、適正な組織運営等を行うため、全国協議会登録規程第１０条に定める事項を遵守しなければならない。	（遵守事項） 第９条　登録クラブは、適正な組織運営等を行うため、全国協議会登録規程第９条に定める事項を遵守しなければならない。
（登録料） 第１０条　県協議会は、第５条に定める登録認定を行ったクラブから登録料を受領するものとする。 ２．前項に定める登録料は○○○○円とする。	（登録料） 第10条　県協議会は、第５条に定める登録認定を行ったクラブから登録料を受領するものとする。 ２　前項に定める登録料は、全国協議会登録規程第10条に基づき5,000円とする。
（処分） 第１１条　県協議会は、登録クラブが、第９条に定める遵守事項に違反する行為（以下「違反行為」という。）の疑いがあるとき、全国協議会が定める処分細則に基づき対応を行うものとする。 ２．前項の対応を行った結果、当該登録クラブの違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、当該登録クラブを処分するものとする。	（処分） 第11条　県協議会は、登録クラブが、第９条に定める遵守事項に違反する行為（以下「違反行為」という。）の疑いがあるとき、全国協議会が定める処分細則に基づき対応を行うものとする。 ２　前項の対応を行った結果、当該登録クラブの違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、当該登録クラブを処分するものとする。
（個人情報の扱い） 第１２条　本規程に基づき本会が取得した個人情報の取扱いについては、別に定める。	（個人情報の扱い） 第12条　本規程に基づき県協会が取得した個人情報の取扱いについては、別に定める。
（改定） 第１３条　・本規程は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。	（改定） 第13条　本規程は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。

３　静岡県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録基準細則

都道府県協議会	静岡県協議会
（総則） 第１条　本細則は、登録規程第 3 条に基づき、公益●●法人●●県体育・スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）の登録基準に関することについて定める。	（総則） 第１条　本細則は、登録規程第３条に基づき、静岡県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）の登録基準に関することについて定める。
（基本基準） 第２条　登録可能と判断する基本的な基準（以下「基本基準」という。）は、総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則第 2 条に準ずるものとする。	（基本基準） 第２条　登録可能と判断する基本的な基準（以下「基本基準」という。）は、総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則第２条に準ずるものとする。
（基本基準の適用範囲） 第３条　・基本基準の適用範囲（運用ルール）は、総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則第 3 条に準ずるものとする。 ・基本基準の適用範囲（運用ルール）は、総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則第 3 条に定めるものの他、県協議会として、以下に定める適用範囲（運用ルール）を加えるものとする。	（基本基準の適用範囲） 第３条　基本基準の適用範囲（運用ルール）は、総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則第３条に定めるものの他、県協議会として、以下に定める適用範囲（運用ルール）を加えるものとする。 ＜必ず満たすべき運用ルール＞…下表
（都道府県協議会独自基準） 第４条　登録可能と判断する県協議会独自基準は以下の通りとする。	（県協議会独自基準） 第４条　登録可能と判断する県協議会独自基準は以下の通りとする。
（改定） 第５条　本細則は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。	（改定） 第５条　本細則は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。

＜必ず満たすべき運用ルール＞…本県協議会のみ掲載・変更箇所は下線

(別表 1)第２条（基本基準）

分類	個別基準
（1）活動実態に関する基準	①多種目（複数種目）のスポーツ活動を実施している。
	②多世代（複数世代）を対象としている。
	③適切なスポーツ指導者を配置している。
	④安全管理体制を整備している。
（2）運営形態に関する基準	⑤地域住民が主体的に運営している。
（3）ガバナンスに関する基準	⑥規約・会則・定款等（以下「規約等」という。）が意思決定機関※の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。　※意思決定機関とは、総会、理事会、運営委員会等を指す。
	⑦事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関※で議決されている。

（別表２）必ず満たすべき運用ルール

基本基準		必ず満たすべき運用ルール
分類	個別基準	
⑴活動実態に関する基準	①多種目（複数種目）のスポーツ活動を実施している。	・定期的※１なスポーツ活動を２種目以上実施している。
	②多世代（複数世代）を対象としている。	・次の世代区分のうちいずれか２区分以上の会員※２がいる。 （世代区分） A）未就学児、B）小学生、C）中学生、D）高校生（～18 歳）、E）～29 歳、F）～39 歳 G）～49 歳、H）～59 歳、Ⅰ）～69 歳、Ｊ）70 歳～
	③適切なスポーツ指導者を配置している。	・クラブマネジャー又は事務局員の少なくとも1 名は、日本スポーツ協会公認クラブマネジャー又はアシスタントマネジャー資格を有している。※３ ・定期的なスポーツ活動において、日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者（以下「公認スポーツ指導者」という。）を養成している競技・種目については、当該競技の公認スポーツ指導者資格を有するスポーツ指導者が少なくとも１名は配置されている。※３
	④安全管理体制を整備している。	・緊急連絡体制を整備している。※４
⑵運営形態に関する基準	⑤地域住民が主体的に運営している。	・意思決定機関の議決権を有する者の過半数がクラブの所在する市町村※５の住民である。 ・非営利組織、または、営利組織ではあるが出資者、株主等が 100％公的機関で構成されている。※６
⑶ガバナンスに関する基準	⑥規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。	・規約等※７の改廃に必要な議決について当該規約等に定めている。
	⑦事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。	・事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録（出席者が明記されているもの）が提出されている。

※１：定期的とは、年間で２４回以上実施することを示す。

※２：会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す（月会費や教室・イベントごとの参加費等は含まない）。ただし、この基準を満たすクラブは限られてしまう可能性もあることから、移行措置として現時点では申請クラブが会員として扱っている者を会員としてみなす。

※３：当面の間は移行措置として、本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない。

※４：不測の事態に備え、あらかじめ医療機関をはじめとした各種機関・団体等やクラブ内関係者の緊急時に関する連絡体制を整えていることを指す。

※５：特別区は市町村に準ずる。

※６：株主等が100％公的機関で構成されている営利法人を除く「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。

※７：規約・会則・定款等を指す。

４　静岡県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録審査細則

都道府県協議会	静岡県協議会
（総則） 第１条　本細則は、登録規程第４条に基づき、公益●●法人●●県体育・スポーツ協会（以下「本会」という。）が実施する登録審査に関することについて定める。	（総則） 第１条　本細則は、登録規程第４条に基づき、静岡県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）が実施する登録審査に関することについて定める。
（登録審査委員会） 第２条　本会は、登録審査を実施するため、「総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会（以下「登録審査委員会」という。）」を設置する。	（登録審査委員会） 第２条　県協議会は、登録審査を実施するため、「総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会（以下「登録審査委員会」という。）」を設置する。
（登録審査委員会の構成） 第３条　登録審査委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。 ２．委員長及び委員は、次に示す者の中からそれぞれ１名以上を本会会長が委嘱する。 ①都道府県体協担当者 ②都道府県行政担当者 ③都道府県協議会担当者 ④学識経験者（大学教員、弁護士、中小企業診断士、スポーツ推進委員など）	（登録審査委員会の構成） 第３条　登録審査委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。 ２　委員長及び委員は、次に示す者の中からそれぞれ１名以上を県協議会幹事長が委嘱する。 ①公益財団法人静岡県スポーツ協会常務理事 ②静岡県行政担当者 ③静岡県総合型地域スポーツクラブ協議会担当者 ④学識経験者（スポーツ関係団体、大学教員、弁護士、中小企業診断士、スポーツ推進委員など）
（オブザーバー） 第４条　登録審査委員会委員長は、オブザーバーを定めることができる。 ２．オブザーバーは、登録審査委員会に出席し、委員長及び委員から求められた場合には、意見を述べることができる。 ３．オブザーバーは、登録審査委員会の議決権を有しない。	（オブザーバー） 第４条　登録審査委員会委員長は、オブザーバーを定めることができる。 ２　オブザーバーは、登録審査委員会に出席し、委員長及び委員から求められた場合には、意見を述べることができる。 ３　オブザーバーは、登録審査委員会の議決権を有しない。
（委員の任期） 第５条　登録審査委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。 ２．委員に欠員を生じた場合は、欠員を補充する。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期はほかの役員の残任期間とする。 ３．委員は任期が満了しても、後任者が就任するまでなおその職務を行う。	（委員の任期） 第５条　登録審査委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。 ２　委員に欠員を生じた場合は、欠員を補充する。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期はほかの役員の残任期間とする。 ３　委員は任期が満了しても、後任者が就任するまでなおその職務を行う。
（登録審査委員会の招集及び決議） 第６条　登録審査委員会は、委員長がこれを招集し、その議長となる。 ２．登録審査委員会の議事は、委員の合意により決定する。	（登録審査委員会の招集） 第６条　登録審査委員会は、委員長がこれを招集し、その議長となる。 ２　登録審査委員会の議事は、委員の合意により決定する。
（登録審査方法） 第７条　登録審査委員会は、登録審査として書類審査及び実地審査を行う。 ２．書類審査は、クラブから提出を受けた以下の書類を基に行う。	（登録審査方法） 第７条　登録審査委員会は、登録審査として書類審査及び実地審査を行う。 ２　書類審査は、クラブから提出を受けた以下の書類を基に行う。

申請書類①. 登録基準確認用紙 申請書類②. 基礎情報書類（クラブ概要等）【様式１】 申請書類③. 規約・会則・定款等 申請書類④. 役員名簿【様式２】 申請書類⑤. クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算 申請書類⑥. クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算 申請書類⑦. 総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果 申請書類⑧. 上記⑤及び⑥を議決した際の議事録 申請書類⑨. ※県協議会登録基準細則第３条で定めた県協議会が定める運用ルール及び第４条に定めた県協議会独自基準を確認する際に必要となる提出物 ３．実地審査は、原則としてクラブの代表者及び、その他１名以上の当該クラブの実務を管理する者（クラブマネジャー等）が立会いの下、前項により当該クラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために登録審査委員２名以上が実施する。	申請書類①. 登録基準確認用紙 申請書類②. 基礎情報書類（クラブ概要等）【様式１】 申請書類③. 規約・会則・定款等 申請書類④. 役員名簿【様式２】 申請書類⑤. クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算 申請書類⑥. クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算 申請書類⑦. 総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果 申請書類⑧. 上記⑤及び⑥を議決した際の議事録 申請書類⑨. ※県協議会登録基準細則第３条で定めた県協議会が定める運用ルール及び第４条に定めた県協議会独自基準を確認する際に必要となる提出物 ３　実地審査は、原則としてクラブの代表者及び、その他１名以上の当該クラブの実務を管理する者（クラブマネジャー等）が立会いの下、前項により当該クラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために登録審査委員２名以上が実施する。
（登録審査結果の報告） 第８条　登録審査委員会は、前条による審査結果を審査実施当該年度の８月末日までに別に定める様式により本会及び●●県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）に審査結果を提出するものとする。	（審査結果の報告） 第８条　登録審査委員会は、前条による審査結果を審査実施当該年度の８月末日までに別に定める様式により<u>県協議会に</u>審査結果を提出するものとする。
（改定） 第９条　本細則は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。	（改定） 第９条　本細則は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。

５　静岡県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録認定細則

都道府県協議会	静岡県協議会
（総則） 第１条　本細則は、登録規程第５条に基づき、公益●●法人●●県体育・スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）が実施する登録認定に関することについて定める。	（総則） 第１条　本細則は、登録規程第５条に基づき、公益財団法人静岡県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）が実施する登録認定に関することについて定める。
（登録認定リストの作成） 第２条　県協議会は、総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会から提出を受けた審査結果を基に、●●県総合型クラブ登録認定リスト（以下「登録認定リスト」という。）を作成する。	（登録認定リストの作成） 第２条　県協議会は、総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会から提出を受けた審査結果を基に、静岡県総合型クラブ登録認定リスト（以下「登録認定リスト」という。）を作成する。
（登録認定リストの提出） 第３条　県協議会は、前条で作成した登録認定リストを９月末日までに、総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）に提出する。	（登録認定リストの提出） 第３条　県協議会は、前条で作成した登録認定リストを９月末日までに、総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）に提出する。
（登録料の収受及び認定証の発行） 第４条　県協議会は、全国協議会から登録認定リストの登録が完了した旨の通知を受理した後、登録認定リストに記載のクラブへ登録料を請求し、当該登録料を納付したクラブに対して全国協議会及び都道府県協議会の連名による認定証を発行する。 ２．県協議会は、前項により認定証を発行したクラブ分の登録料（全国協議会が定める登録料）を１２月末日までに全国協議会へ納付するとともに、認定証の発行有無を追記した登録認定リストを全国協議会へ提出する。	（登録料の収受及び認定証の発行） 第４条　県協議会は、全国協議会から登録認定リストの登録が完了した旨の通知を受理した後、登録認定リストに記載のクラブへ登録料を請求し、当該登録料を納付したクラブに対して全国協議会及び県協議会の連名による認定証を発行する。 ２　登録認定リストに記載のクラブは、全国協議会が定める登録料を 12 月末日までに全国協議会へ納付するとともに、県協議会は、認定証の発行有無を追記した登録認定リストを全国協議会へ提出する。
（改定） 第５条　本細則は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。	（改定） 第５条　本細則は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。

６　静岡県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録更新審査細則

都道府県協議会	静岡県協議会
（総則） 第１条　本細則は、登録規程第 7 条に基づき、登録更新審査に関することについて定める。	（総則） 第１条　本細則は、登録規程第７ 条に基づき、登録更新審査に関することについて定める。
（登録審査委員会） 第２条　登録更新審査は、登録審査細則に定める登録審査委員会において行う。	（登録審査委員会） 第２条　登録更新審査は、登録審査細則に定める登録審査委員会において行う。
（登録更新審査方法） 第３条　登録更新審査は、書類審査及び当該クラブを訪問して行う実地審査とする。 ２．登録更新審査は、年度ごとに行う。なお、実地審査は登録審査委員会が必要と認めたクラブのみ行う。 ３．書類審査はクラブから提出を受けた以下の書類を基に行う。 申請書類①. 登録基準確認用紙 申請書類②. 基礎情報書類（クラブ概要等） 申請書類③. 規約・会則・定款等 申請書類④. 役員名簿 申請書類⑤. 当該年度事業計画・予算 申請書類⑥. 前年度事業報告・決算 申請書類⑦. 総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果 申請書類⑧. 上記⑤及び⑥を議決した際の議事録 申請書類⑨. ※県協議会登録基準細則第 3 条で定めた県協議会が定める運用ルール及び第 4 条に定めた県協議会独自基準を確認する際に必要となる提出物 ４．実地審査は、前項によりクラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために行う。	（登録更新審査方法） 第３条　登録更新審査は、書類審査及び当該クラブを訪問して行う実地審査とする。 ２　登録更新審査は、年度ごとに行う。なお、実地審査は登録審査委員会が必要と認めたクラブのみ行う。 ３　書類審査はクラブから提出を受けた以下の書類を基に行う。 申請書類①. 登録基準確認用紙 申請書類②. 基礎情報書類（クラブ概要等） 申請書類③. 規約・会則・定款等 申請書類④. 役員名簿 申請書類⑤. 当該年度事業計画・予算 申請書類⑥. 前年度事業報告・決算 申請書類⑦. 総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果 申請書類⑧. 上記⑤及び⑥を議決した際の議事録 申請書類⑨. ※県協議会登録基準細則第３条で定めた県協議会が定める運用ルール及び第４条に定めた県協議会独自基準を確認する際に必要となる提出物 ４　実地審査は、前項によりクラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために行う。
（登録更新審査結果の報告） 第４条　登録更新審査委員会は、８月末日までに●●県体育・スポーツ協会及び●●県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会に審査結果を提出するものとする。	（登録更新審査結果の報告） 第４条　登録更新審査委員会は、８月末日までに静岡県スポーツ協会及び静岡県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会に審査結果を提出するものとする。
（改定） 第５条　本細則は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。	（改定） 第５条　本細則は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。